

歯09 歯科用研削材料  
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー（コード：16670000）  
**シェルフ F G用ダイヤモンドバー**

【形状・構造および原理等】\*

歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置を接続できる軸に、ダイヤモンド粒子が付着した作業部を持つ。歯科用ハンドピース等に接続し、作業部を被研削物に接触させる。

【使用目的又は効果】

歯牙、レジン、金属および陶材を研削、研磨するために用いる。

【使用方法等】

- 1) 使用の前に予め洗浄・滅菌して乾燥させ、汚染を避けて保管しておく。
- 2) 使用時に、本品を歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置に装着する。
- 3) 回転させて、振れがないかを確認する。
- 4) ソフトタッチで断続的に被切削物に押し付けて切削する。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- 1) ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3) 予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4) 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部の細い、長い、大きい形状のもの、またはネックの細いものは、折れたり曲がったりすることがある。
- 5) 歯牙切削時に、こじたりねじったりするような力を加えることや、急激な回転数の変更はしないこと。
- 6) 歯髄為害防止のため、十分な注水下にてソフトタッチ（フェザータッチ）で使用する。

【使用上の注意】

- 1) 指定の回転数(製品の被包に記載)を厳守して使用すること。
- 2) 損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護めがねなどを使用すること。もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5) 使用中の落下により、本品を患者が誤飲しないよう注意すること。本品を使用中に異常を感じた場合は直ちに使用を中止すること。
- 6) 本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。
- 2) 使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を十分に除去した後、オートクレーブ、ケミクレーブ、乾熱滅菌又はE O Gによる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。  
なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しないこと。
- 3) 本品を洗浄・消毒する場合には手袋等を着用すること。
- 4) 超音波洗浄器を用いる場合は、バーが互いにこすれあって損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者  
株式会社 ビーディーアール  
愛知県名古屋市天白区原4-106